

初診時等選定療養費改定について

令和4年度診療報酬改定に伴い、令和4年10月1日から、紹介状を持参されずに当院を受診された初診患者さんには、初診時選定療養費として税込7,000円（歯科の場合は税込5,000円）を診療費に加えてご負担いただきます。

また、当院を受診中の患者さんで、当院の医師が他の医療機関を紹介すると申し出たにも関わらず、引き続き当院を受診された場合には再診時選定療養費として税込3,000円（歯科の場合は税込1,900円）を診療費に加えてご負担いただきます。

現行の定額負担の額			
初診	医科：税込5,000円	/	歯科：税込3,000円
再診	医科：税込2,500円	/	歯科：税込1,500円

改定後（令和4年10月1日～）の定額負担の額			
初診	医科：税込7,000円	/	歯科：税込5,000円
再診	医科：税込3,000円	/	歯科：税込1,900円
その他	定額負担を求める患者の初診・再診について、以下の点数を 保険給付範囲から控除		
	・初診	医科：200点	歯科：200点
	・再診	医科：50点	歯科：40点

この料金改定は、かかりつけ医の普及の観点から厚生労働省が定めたものですので、ご理解をお願いいたします。

- ※ 医科と歯科は保険診療上、別扱いとなりますので、それぞれにご負担いただきます。
- ※ 救急車での搬送等、生命に関わる重篤な症状の場合は、ご負担の必要はありません。